

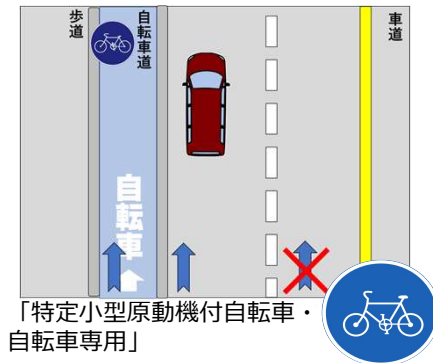
◎ 通行する場所

○ 車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、**車道を通行**しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、**左側端**に寄って通行しなければならず、**右側を通行してはいけません**。

【通行場所のイメージ】

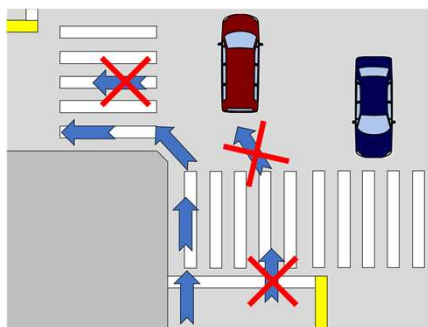


○ 左折又は右折の方法

・ 左折の方法

左折をしようとする場合には、後方の安全を確かめ、あらかじめ**ウィンカーを操作して左折の合図**を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、**横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません**。

【イメージ】

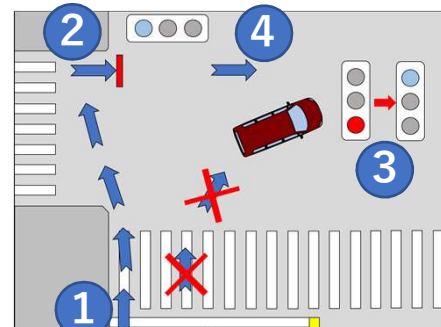


・ 右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる**「二段階右折」(※)**をしなければなりません。

※ 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むこと

【イメージ】



◎ 例外的に歩道を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができます。通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られます。

【特例特定小型原動機付自転車の基準】

- 最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること
 - 時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること 等
- ※ スロットル等の操作により、これ以上の速度で走行できる場合には、基準は満たさず、歩道を通行することができません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」